

消費税及び地方消費税引上げに伴う料金改定のお知らせ

使用料・手数料への消費税及び地方消費税の適正転嫁を行うため、令和元年10月1日以降の使用に関わる料金を、下記の通り改定いたしますので、何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ 体育館（多治見市体育館の設置及び管理に関する条例）

1 多治見市総合体育館

(1) 専用利用料金(その1)

利用区分		時間区分	現在料金	改定後		
競技場	第1競技場	入場料等を徴収しない場合	一般	970円	990円	
			高校生以下	540円	550円	
		入場料等を徴収する場合	スポーツ以外に利用	2,920円	2,970円	
			アマチュアスポーツ以外に利用	9,720円	9,900円	
		第2競技場	スポーツに利用	一般	360円	360円
				高校生以下	240円	240円
	第3競技場	スポーツ以外に利用	一般	1,070円	1,090円	
			高校生以下	240円	240円	
	第4競技場	スポーツ以外に利用	一般	220円	220円	
			高校生以下	110円	110円	
	役員室	一般	220円	220円		
	幼児体育室	一般	220円	220円		

2 第1競技場の冷暖房設備を利用する場合は、冷暖房利用料金として1時間までごとに5,830円を加算す

3 役員室又は幼児体育室の冷暖房設備を利用する場合は、冷暖房利用料金として1時間までごとに210円を加算する。

(2) 専用利用料金(その2)

利用区分		時間区分	現在料金	改定後
卓球室	一般	午後5時から午後8時までの午後5時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時から午後9時30分までの区分	360円	360円
	高校生以下	午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	240円	240円
研修室	一般	午後5時から午後8時までの午後5時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時から午後9時30分までの区分	220円	220円
会議室	一般	午後5時から午後8時までの午後5時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時から午後9時30分までの区分	260円	260円
ミーティング室	一般	午後5時から午後8時までの午後5時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時から午後9時30分までの区分	260円	260円
和室	1	午後5時から午後8時までの午後5時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時から午後9時30分までの区分	260円	260円
	2	午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	240円	240円

(3) 個人利用料金

区分	現在料金	改定後
競技場・卓球室	一般 110円	110円
幼児体育室	高校生以下(乳幼児を除く。) 50円	50円
トレーニング室	220円	220円

2 多治見市笠原体育館

(1) 専用利用料金

利用区分		時間区分	現在料金	改定後
第1競技場	スポーツに利用する場合	午前9時から午後1時までの午前9時から始まる1時間ごとの区分	700円	720円
	スポーツ以外に利用する場合	午後1時から午後5時までの午後1時から始まる1時間ごとの区分	2,110円	2,150円
第2・第3競技場	スポーツに利用する場合	午後5時から午後6時までの午後5時から始まる1時間ごとの区分	360円	360円
	スポーツ以外に利用する場合	午後6時から午後7時までの午後6時から始まる1時間ごとの区分	1,070円	1,090円

(2) 個人利用料金

利用区分	時間区分	個人(1人1回)	回数券(12回分)	改定後
競技場	一般	110円	-	110円
	高校生以下(乳幼児を除く。)	50円	-	50円
トレーニング室		160円	1,600円	170円

別表第2(第13条関係)

附属設備	現在料金	改定後
1件につき520円以内で市長が別に定める額		1件につき530円以内で市長が別に定める額

・多治見市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則

附属設備利用料金

区分	単位	金額	改定後
照明設備(総合体育館第1競技場) 半灯利用以上のとき	1ブロック	100円	100円
電光掲示板	1基	510円	520円
放送設備	1式	310円	320円
組立観客席	1組	260円	260円

【問い合わせ】

感謝と挑戦のTYK体育館 0572-22-4111

多治見市 環境文化部 文化スポーツ課 直通/0572-22-1191